

令和 8 年 8 月 28 日

過料事件の通知について

福島市政策調整部地域共創課

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第29条の規定による事業報告書の期限内提出がなかったことから、法第80条第5号に規定する過料事件を管轄の地方裁判所へ通知しましたのでお知らせします。

法人の名称	特定非営利活動法人 差し押さえにならない家づくりの考え方普及協会
主たる事務所の所在地	福島県福島市泉字清水田31番地の2 インプレスビル2階
通知した日	令和 8 年 8 月 25 日
通知した理由	法第29条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかったため。